

障がい者雇用推進事業主等に対する物品等調達優遇制度について(山形県)

県では、積極的に障がい者を雇用している県内の事業主及び福祉的就労を行っている障がい者支援施設等からの物品、印刷の調達に配慮し、障がい者雇用の促進と障がい者の自立を支援しております。

1 制度の対象となる事業主等

(1) 障がい者雇用推進事業主

競争入札参加資格者名簿に登録されていて、県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有し、障がい者を雇用している中小企業事業主で、法定雇用義務（2.5％）を果たしている者

(2) 障がい者就労施設等

- ・ 県内において障害者総合支援法で規定する障がい者を支援等をする事業を行う者
- ・ 小規模作業所等福祉的就労の場を営む者（精神障がい者を対象とする者を含む。）
- ・ 特例子会社等障がい者を多数雇用する事業所等

2 優遇する内容

(1) 指名競争入札において

障がい者雇用推進事業主又は障がい者就労施設等（以下「障がい者雇用推進事業主等」という。）が希望する物品、印刷、役務（以下「物品等」という。）を指名競争入札で調達するときは、入札相手方の指名業者に少なくとも1人は障がい者雇用推進事業主等から指名いたします。

(2) 随意契約において

障がい者雇用推進事業主等が希望する物品等を随意契約で調達するときは、見積書徴収の相手方に少なくとも1人は障がい者雇用推進事業主等から選定するものとする。その他見積書を徴しない場合は、競争に適さない調達を除き、契約相手方の選定において少なくとも1人は障がい者雇用推進事業主等から選定いたします。

■山形県障がい者雇用優良事業主及び障がい者就労施設等への配慮

山形県障がい者雇用優良事業主に認定された事業主及び障がい者就労施設等が供給できる物品等を随意契約で調達しようとする場合は、それら事業主等が供給できる物品等の選定について配慮いたします。

■小額随意契約の場合の障がい者就労施設等への配慮

随意契約のうち、見積書の徴収を要しない予定価格が10万円未満の契約については、要綱による登録を受けていない障がい者就労施設等についても、その施設等が供給する物品等の選考について配慮いたします。

3 調達対象範囲

県の全組織で調達する物品等を対象とします。

4 事業主等の登録

登録を受けようとする事業主は、申請書又は届出を雇用・産業人材育成課にご提出ください。